

四国森林管理局技術開発目標

平成12年3月21日付け12四普第10号局長通達

最終改正：令和6年5月9日付け6四普第15号

四国森林管理局（以下「森林管理局」という。）において実施する技術開発の合理的かつ効率的な推進を図るため、「国有林野事業技術開発実施要綱」（昭和55年1月17日付け54林野業第263号林野庁長官通達）第2の2に基づき本目標を定める。

1 目標設定に当たっての背景

当局管内の国有林の大部分は、急峻な四国脊梁山脈に分布しており、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進及び民有林に係る施策との一体的な推進に重要な役割を發揮してきたところである。

こうした中で、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年6月23日付け法律第246号）に基づき、令和5年12月22日「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）が策定され、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献する取り組みを進めるとされたところである。

このため、森林管理局においても国民の要請に対応し得る森林整備等を図るための技術開発に取り組むことが求められている。

2 技術開発の推進方向

国有林野事業における技術開発については、管理経営基本計画を踏まえ、多様な森林とまとまりあるフィールドを活かしつつ、民有林における林業経営への普及を念頭にその施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく必要がある。

このため、森林管理局においては、自らが事業発注者という特性を活かしつつ、特に効果的かつ実用的な技術開発を可能な限り科学的方法に則り推進していくこととする。

また、その成果については、国有林野の管理経営や民有林において普及・定着するよう意識して取り組んでいくこととする。

以上のような背景及び技術開発の推進方向を踏まえ、以下のとおり技術開発の基本目標を定める。

なお、緊急性を有するような新たな課題が生じた場合は、技術開発委員会等で検討し、必要性に応じて取り組むこととする。

(1) 「新しい林業」の実現に資する造林・保育・生産技術の確立

エリートツリーの活用等、民有林においても活用可能な林業の省力化、低コスト化等が期待される技術の確立を図る。

なお、実施に当たっては、特に効率的な施業を推進する森林を効果的に活用する。

(2) 公益的機能の高度發揮のための森林施業及び保全技術の確立

国有林野の機能類型区分に応じた公益林としての管理経営を推進するとともに、公的管理によるも

のも含め、民有林での公益的機能の発揮にも資する針広混交林化、複層林化、長伐期化等の森林施業及び保全技術の確立を図る。

(3) 効率的な森林管理及び健全な森林の育成技術の確立

森林の機能類型区分にかかわらず、先端技術を活用した森林資源情報の把握等の効率的な森林管理、森林被害防止対策等の健全な森林の育成を実現するための技術の確立を図る。

3 具体的な取組内容等

具体的な取組として、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて産学官連携を一層推進するとともに、林業の省力化、低コスト化及び森林の公益的機能の高度発揮等に資する調査、技術の開発、実証、事業での実用化に向けた取組について、局・署（所）において推進することとする。

なお、特に、造林の省力化や低コスト化に向けたエリートツリーの活用等の新たな技術の実用化や深刻化する獣害への対策について、全局的な課題の一環として取り組むこととする。

また、得られた成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

さらに、研究機関等からの長期的視点に立ったモニタリング、データ収集などの要請に対しては、持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策等の課題を踏まえ、多様な森林とまとまりのあるフィールドを活かし積極的な協力を努めることとする。

また、調査や技術の開発等に取り組む際には、成果が一層充実、意義のあるものとなるよう、より科学的な方法に則ることとし、必要に応じて外部研究者からのアドバイス等を受けることとする（別添参照）。

別添

技術開発課題推進等にかかる研究者等との相談様式

この様式は、局署等において技術開発課題設定等を行うにあたり、研究者等に各種試験、技術開発、データ解析、技術交流発表のための検討、業務推進上の課題検討等に関する相談を行う際に用いるものとする。

○技術開発課題等相談の基本ルール

- ・技術開発課題の推進においては、試験設定までが8割、データ取得・解析、解釈が2割であることを意識する。
- ・相談は十分な時間的余裕をもって行う。
- ・当該研究者に直接もしくは当該研究者が所属する機関等の窓口を経由して、打ち合わせの日時、場所等を設定する。
- ・下表「問い合わせ者の考え」列の各事項を明確にしてから臨む。
- ・各事項に関する研究者からの回答、アドバイスは下表「研究者からのアドバイス等」列に自身の言葉でメモする。
- ・アドバイス等の取り扱いの最終判断は、問い合わせ者が責任をもって行う。

事 項	問合せ者の考え	研究者からのアドバイス等 (問合せ者自身でメモ)	備 考
問合せ者及び回答者、日時	問合せ者の所属： 氏名： 電話： メルアド： 日時・場所：	研究者所属： 氏名： 電話： メルアド：	
課題名：	(疑問点は何か、何を開発したいのか、何を明らかにしたいのか、について、簡潔に記載。)		
文献調査状況	(過去に行われた類似試験等に関する文献を記載。)		
計画 ・スケジュール ・実施場所、地域 ・実施内容案 等を記載。	(現時点での計画を記載)		

仮説	(どのような結果が予測されるかを記載)		
分析・整理方法	(結果をどのように分析・整理するか、どんなグラフ・表で結果を表現するかを記載。)		